

【5】宮崎大学教育学部転学部に関する選考内規

教授会決定
平成28年3月20日

(趣旨)

第1条 この内規は、宮崎大学学務規則及び宮崎大学転学部規程に定めるもののほか、教育学部（以下「本学部」という。）の転学部の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(転出)

第2条 本学部の学生が転学部を志望するときは、大学教育支援教員又は指導教員の指導を経て11月末までに転学部願等を教務・学生支援係に提出しなければならない。

(受入)

第3条 本学部は、学部定員にかかわらず、教育に支障がない範囲で選考のうえ若干人の転学部を受け入れることができる。

2 コース、専攻は、転学部の志願を当該学生の入学年度の教育組織に基づいて受け入れる。ただし、特別な理由があると本学部の教授会が認めた場合を除く。

(出願資格)

第4条 出願資格は、本学に在籍する学生で14単位（専門科目を除く。）以上を修得した者又は修得見込みの者に限る。

(受入申請の受理期限)

第5条 転学部を志願する学生の所属の学部長による審査依頼の受理期限は、宮崎大学転学部規程第6条による。

(選考)

第6条 選考は、大学入学試験の成績、単位修得の状況とその成績及び志願する課程、コース、専攻の課する選考試験の結果とを総合して判定会議で選考する。

(学長への上申)

第7条 学部長は、他の学部からの転学部願に関する判定会議の結果を学長に上申するものとする。

(在学期間)

第8条 転学部を許可された学生（以下「転学部生」という。）の在学期間について、転学部前の在学期間から通算する。

(年次の定義)

第9条 1年を単位としたカリキュラム上の階梯を年次という。原則として在学年数が1年増す毎に次の年次に進む。

(受入年次)

第10条 転学部生は、原則として志願したコース、専攻の第2年次の学生とする。ただし、単位修得の状況によっては教務委員会の議を経て、教授会において第3年次への転学部を認めることがある。

(履修指導)

第11条 転学部生を受け入れたコース、専攻の大学教育支援教員又は指導教員は、教務委員会との協議の上転学部生に対して適切な授業科目の履修指導を行わなければならない。

(既修得単位の読み替え)

第12条 既修得単位の読み替えは、専門科目について教務委員会の議を経て教授会で認定する。

(その他)

第13条 この内規に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、教授会が別に定めることができる。

附則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。